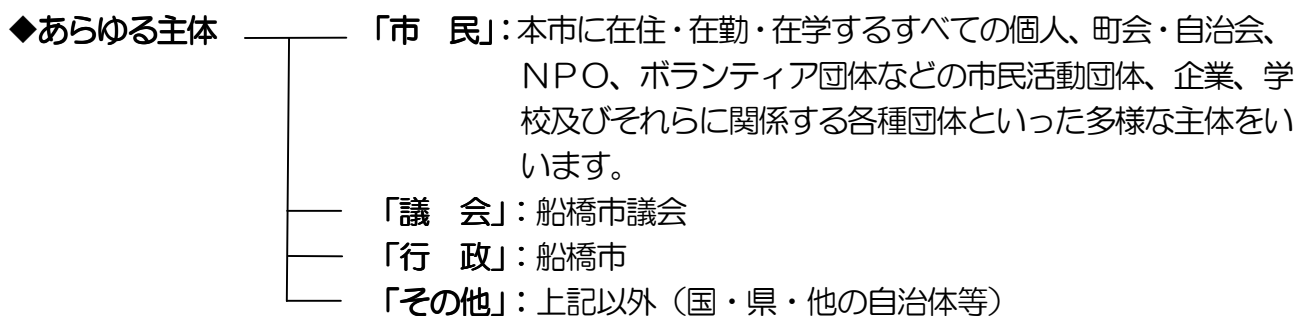


Ⅲ 市民協働のねらい

1. 市民協働の定義

本提言では、「市民協働」を次のように捉えることとします。

あらゆる主体が、それぞれの社会的役割と責務を認識し、互いの持つ特性を尊重しつつ、補完し合い、協力・連携し合いながら、市民福祉の増進に向けた地域交流の活性化や地域における課題解決という共通の目的のために、創造的かつ持続的に取り組むこと。



あらゆる主体が協力・連携して市民福祉の増進に向けた地域交流の活性化や地域の課題を解決していくにあたっては、市民協働についての基本的な考え方や市民協働のあり方、進め方といったことなどへの理解を深め、それぞれが共通の認識を持って取り組んでいく必要があります。このことから「市民協働の指針」を策定し、この指針のもと「市民協働」の理解と実践を深めることにより、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現を図っていきます。

2. 市民協働における「市民」と「行政」との連携

自治体の自立という目的のためには、市民並びに議会の双方による行政制御が必須の課題となりますが、以下では「市民」と「行政」との関係に焦点を合わせて、市民協働のあり方を検討していくことにします。

この「市民」と「行政」との関係に焦点を合わせた場合の市民協働は、「市民」のみでできる領域と「行政」が行うべき領域を両極としながら、両者の関係の多様なあり方と組み合わせという

形で考えていくことができます。「共助」の拡がりが可能となるためには、市民の領域において市民が自主的に判断し活動しうる環境を整備する必要があり、新たな「公助」を具体化させるためには、市民と行政との連携を「市民協働」の観点から豊かなものにしていくことが求められるからです。

なぜ市民協働における市民と行政との連携が重要になるのかというと、分権以前における地方自治体の行政システムが「自助」「共助」「公助」の適正なバランスを損なわせているという現実があるからです。これまでの市民と行政の関係には、現場の意識と行政の対応のズレという問題があることが各方面で指摘されています。市民文化と行政文化との乖離ということが指摘されて久しいですが、現場の意識とのズレは深刻の度合いを増していると言えます。これは、庁内の担当課や個々の行政職員の努力があるにもかかわらず、現行の法制度と組織運営を通過し慣例を踏襲せざるをえないことによって、結果的に現場の問題解決に十分に結びつけることができないという構造的な問題に由来しています。そうした行政の構造的な問題があるがゆえに、市民と行政との相互不信が生じ、それぞれにおいてせっかく芽生え始めた問題意識や向上心が減殺されてしまい、自治力が育っていないという現実があるわけです。そうである以上、行政主導と行政依存の悪循環、画一化された「公助」、行政と現場とのズレの拡大、弱者の放置といった問題状況は依然として残り続けてしまいます。

したがって市民協働には、市民と行政とを媒介する多元的な発想・場・機会・仕組み・ルールが必要とされます。こうした「媒介項」を充実させていくことによって、一方では市民の自立を通じた「共助」の拡大を図り、他方では市民と行政とによる新たな「公助」を具体化させることが可能になると言うことができます。

3. 多様な市民協働の関係づくり

市民協働における市民と行政との連携には、「市民」と「行政」それぞれの性質や状態、能力（～シップ）を十分理解することが必要であり、そのうえでお互いに助け合い、尊重し合いながら継続してまちづくりに取り組むことが大切です。その場合の「市民」とは、本市に在住・在勤・在学するすべての個人、町会・自治会、NPO、ボランティア団体などの市民活動団体、企業、学校及びそれらに關係する各種団体というように、地域、場面、状況に応じて様々な主体が存在します。市民協働の主体は、図3-1に示すように市民、議会、行政の領域に大別されますが、その基盤にあるのは個人、議員、職員というように個々の存在で、各主体内だけでなく主体を超えて個々の属する立場が変わったりもします。ここで大切なことは、それぞれが属する主体内にと

どまるのではなく、お互いに支えあう関係にあること、すなわち「横断的連携の備え」が必要不可欠です。その中でも行政の領域内における関係部課同士の連携は、市民協働を支えるだけでなく類似した事業の包括化や複合的な事業効果を誘導していく面でも重要で、縦割り行政からの脱却を職員自身が意識し、互いに支えあうことが「横断的連携の備え」ということになります。

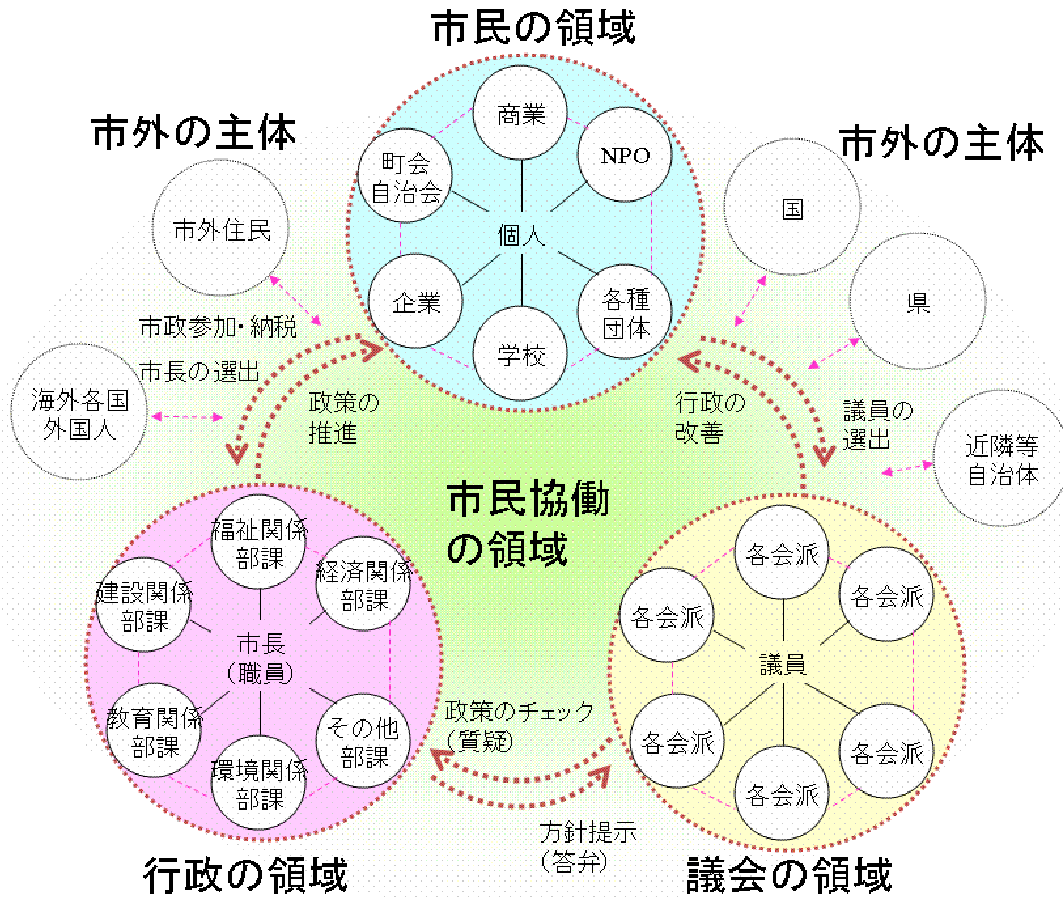


図3-1 各主体の領域に属する個々の立場と市民協働の領域の基本的関係

こうした多様な主体が、地域や社会の中で、お互いに助け合ったり、支えあったりするような「フレンドシップ」を大切にし、行政との「パートナーシップ（互いの個性の尊重と役割分担）」を確立していくところに、市民の自立を通じた「共助」の拡大と、市民と行政とによる新たな「公助」の具体化が期待されるわけです。また、持続的な取り組みを支えるためには、市民協働を実践した方には、「メンバーシップ」としてのプレミアムな（付加価値の高い）サービスが受けられる仕組みの検討も必要となります。

そこで船橋市では、市民協働における市民と行政との連携を「フレンドシップ（多様な仲間同士の共鳴）」「パートナーシップ（互いの個性の尊重と役割分担）」「メンバーシップ（自らの参画による創造と実践）」という三つの観点から考え、これら3つの「シップ（SHIP）」と船橋を

イメージする「船」と重ね合わせることで、「ふなばしっぷ (F-SHIP)」と名付けることにします (次頁図3-2)。つまり、これら3つのシップ (SHIP) は、船橋市における市民協働型のまちづくり (「発展ための航海 (クルージング)」) に欠かせない「ふなばしっぷ丸」のエネルギー源ということになります。

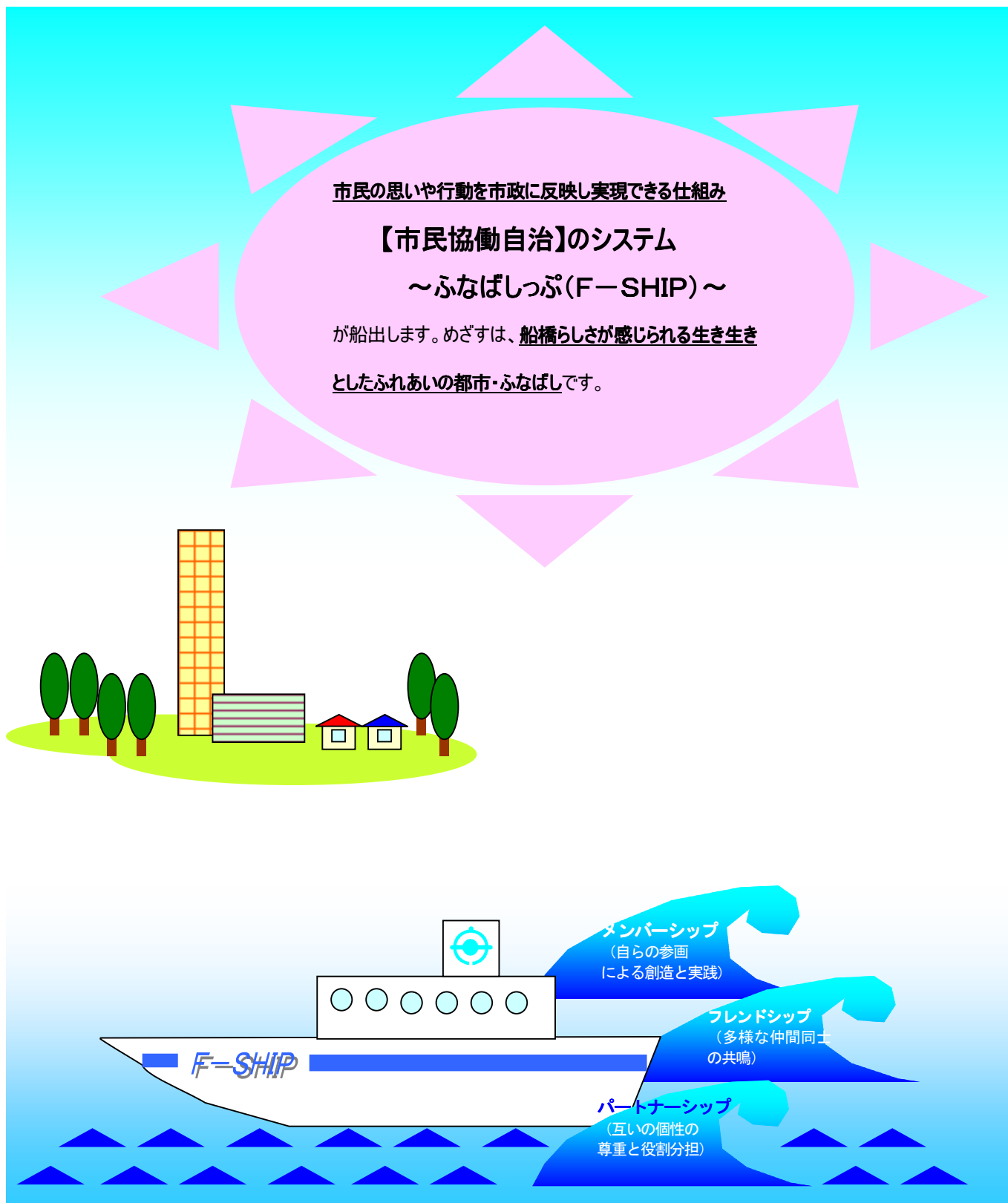


図3-2 「ふなばしっぷ」のイメージイラスト

◆フレンドシップ (friendship :多様な仲間同士の共鳴)

まちとは、見方を変えれば人の生き方の集合体ということになります。人それぞれにライフスタイルや生きがい、あるいは社会との関わりがあるのと同じだけ人と人との交流の機会があります。交流の機会と同じ社会的な境遇を通じてのつながりや、地域内でのつながり、経済活動を通じてのつながりなど、市内市外の境なく様々な状況、場面に応じた関わり合いがあります。そこで地域や社会の中で、お互いに助け合ったり、支えあったりするような「フレンドシップ (friendship)」を大切にし、心の通い合いから湧き起こる「市民力」、「地域力」を育み、元気で豊かな暮らしづくりにつなげていきます。

◆パートナーシップ (partnership :互いの個性の尊重と役割分担)

市民協働は多様な参加と結集があって手がけられるものです。ここでいう参加には、そのまちの住民はもちろん、その母体となる町会や自治会、NPO や事業活動者、そして行政も含まれます。それぞれが立場の違う者同士ではありますが、地域や暮らしを豊かにしていこうとする目的をともに携えていくことが、みんなの願いや思いを叶えるまちを創り出すことにもなります。この過程において大切なことは、多様な個性の尊重と「パートナーシップ (partnership)」で取り組むことにあり、こうした「市民協働型のまちづくり」が円滑に進むように、状況に応じた仕組みを構築し、実践していきます。

◆メンバーシップ (membership :自らの参画による創造と実践)

市民協働の取り組みが発展的に展開するかどうかは、誰かに任せっきりになったりせず、関わり合いの相互関係が「等号」になるように努めなければなりません。つまり、参画や協力をした方々に「取り組みに尽力した分の恩恵がある」ことが大切です。持続的に取り組みを支えるためにも、市民協働や社会貢献への自らの参画による創造と実践に寄与した方には、「メンバーシップ (membership)」としてのプレミアム(付加価値)なサービスが受けられることも、市民協働への参画の意欲を増進させるためには有効で、こうした「等価交換」の仕組みを模索し推進していきます。

4. 市民協働はどのように活かされるのか

市民と行政が「市民協働」を実践していくためには、先ず、市民や市職員に市民協働にふれあう機会などを増やすことによって理解を深め、学習や実体験などを通して自ら実践しようという意識を持ちうるようになるための仕組みが求められます。そして市民は、自らの地域の諸問題を共有していくことによって、「自助」「共助」の具体化を考えていくことが必要になり、また行政は、地域内の様々な声を拾い上げ、議論し、解決策を探る場の創設や機会の設定や、こうした中から提案されるアイデアなどを的確に受け止め、市民協働事業として実現化させるための体制・環境づくりが求められます。そのためには、市民自治という究極的理念を具体化させていく【市民協働自治】のシステムについての検討が必要となります（図3-3）。

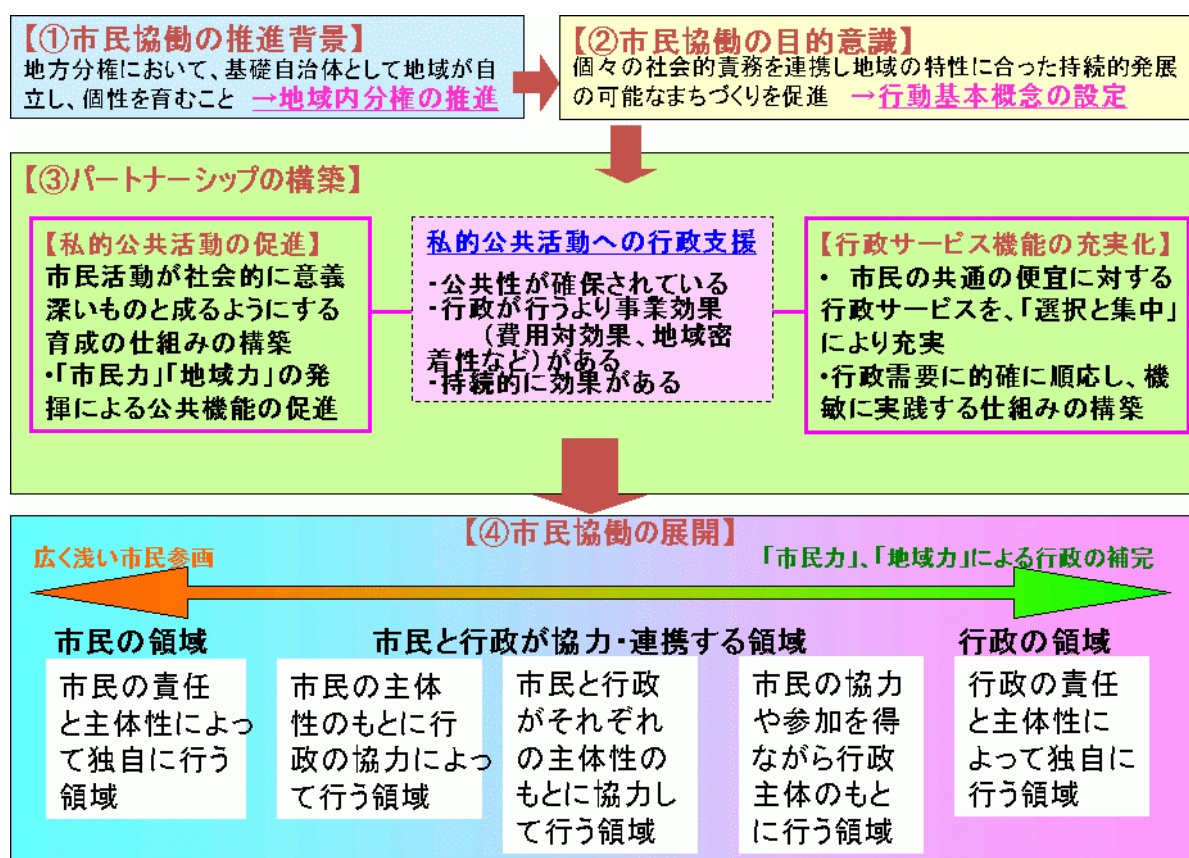


図3-3 【市民協働自治】のシステム検討体系図

もっとも、こうした市民や職員の意識改革や市民協働を推進しうる制度改革は、単発的・画一的に成し遂げられるものではありません。重要なことは、市民協働の理解と実践をスパイラル（らせん状）に深めていくことです。こうした理解と実践を通じて、はじめて市民協働の効果が得られていくと考えることが重要と言えます。こうした形で市民協働が実践されていけば、市民と行政が相互の能力を十分な形で発揮していくことによって、それぞれが抱えている諸問題を漸次的に克服していく相乗効果が得られることが期待されます。

情報公開と市民参加を通じて市民の活力が行政活動に反映されていけば、行政は通常の職務内容や手法が現場の意識や問題解決といかなる点でズれているのかを自覚していくことができますし、それが庁内改革の原動力につながっていきます。また、市民協働の視点が「計画」「実施」「評価」の各段階において試行錯誤を繰り返しながら貫徹されていくということは、単なる法令・手続遵守や慣例踏襲では見えていなかった、現実に応じた問題把握と地域の諸資源を活かした問題解決を模索できるということを意味しているのであり、その検討と蓄積が結果的に事業の効率化と実施効果の向上へと結びついていくと考えられるのです。

また、行政が固有に有する権限と能力が市民活動に活かされていけば、多方向に向いている市民の意識と活力が共通の問題解決に向けて結びつきうる可能性が具体的に出てきますし、市民活動への様々な支援が市民力や地域力の育成につながっていきます。地域の具体的な諸問題や公共的な事柄に関する情報が十分な形で市民に共有され、参加の道筋や方法が多様な形で明らかにされていけば、個々の日常生活との接点は多様な形で見出されていきますし、各々にできることや相互に協力してできることを発見し実践する意識が芽生えてくることが期待できます。

こうした効果を得るためには、地域における諸資源が最大限に活かされていくことが重要で、それを「市民協働の木」と称して表したものが次頁の図3-4です。

「市民協働の木」が育つには、養分と土壌が必要で、しかもいろいろな成分がバランスよくブレンドされていないと成長しません。つまり、文化的要素も市民も多様な関わりのもとで陽の光（＝目標）に向かって育ち、あらゆる面での社会づくりに好影響を与えるということを表しています。また、市民、町会・自治会、NPO、企業、商店、学校、行政など様々な主体がそれぞれ市民協働の一部にでも関わっていれば、何らかの共有の動きによって枝葉が育まれ、やがて花が咲き、酸素を供給し、果実もつけるようになります。花は「達成感」や「感動」を表し、酸素の供給は新鮮な空気の供給、つまりまちをフレッシュにすることを表します。市民は参画や市民協働を通じて暮らしの中の豊かさを感じ、学校教育においては心の成長を伴った学力の向上に、民間企業の場合は営利活動の拡大にというように、関わった分のさまざまな効果がそれぞれの主体に帰ってくることにもなります。このような健全な成長過程を経ることで、市民協働の成果として、市民満足度の向上や、社会サービスの拡充、行財政の健全化という「果実」がなるものといえるでしょう。

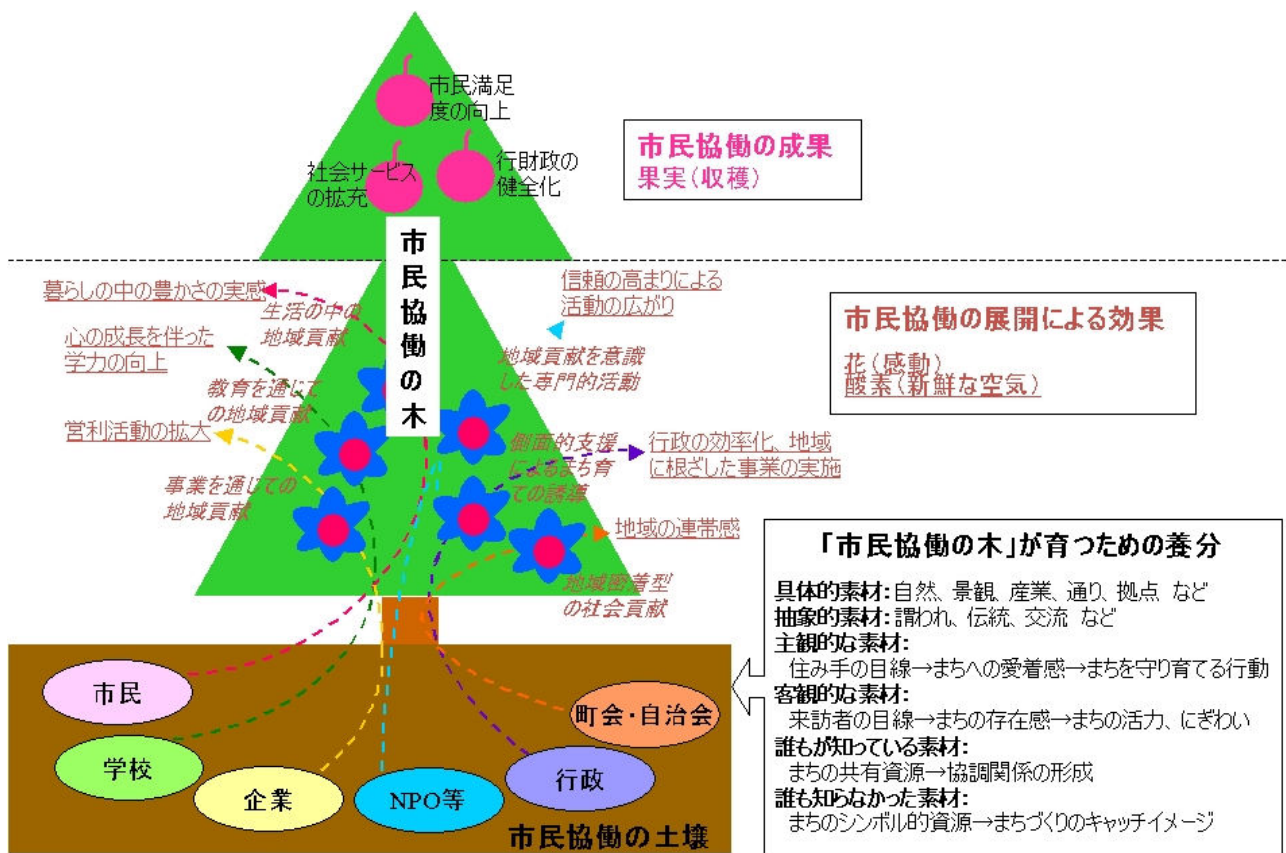


図3-4 市民協働による潜在的素材の活用のあり方